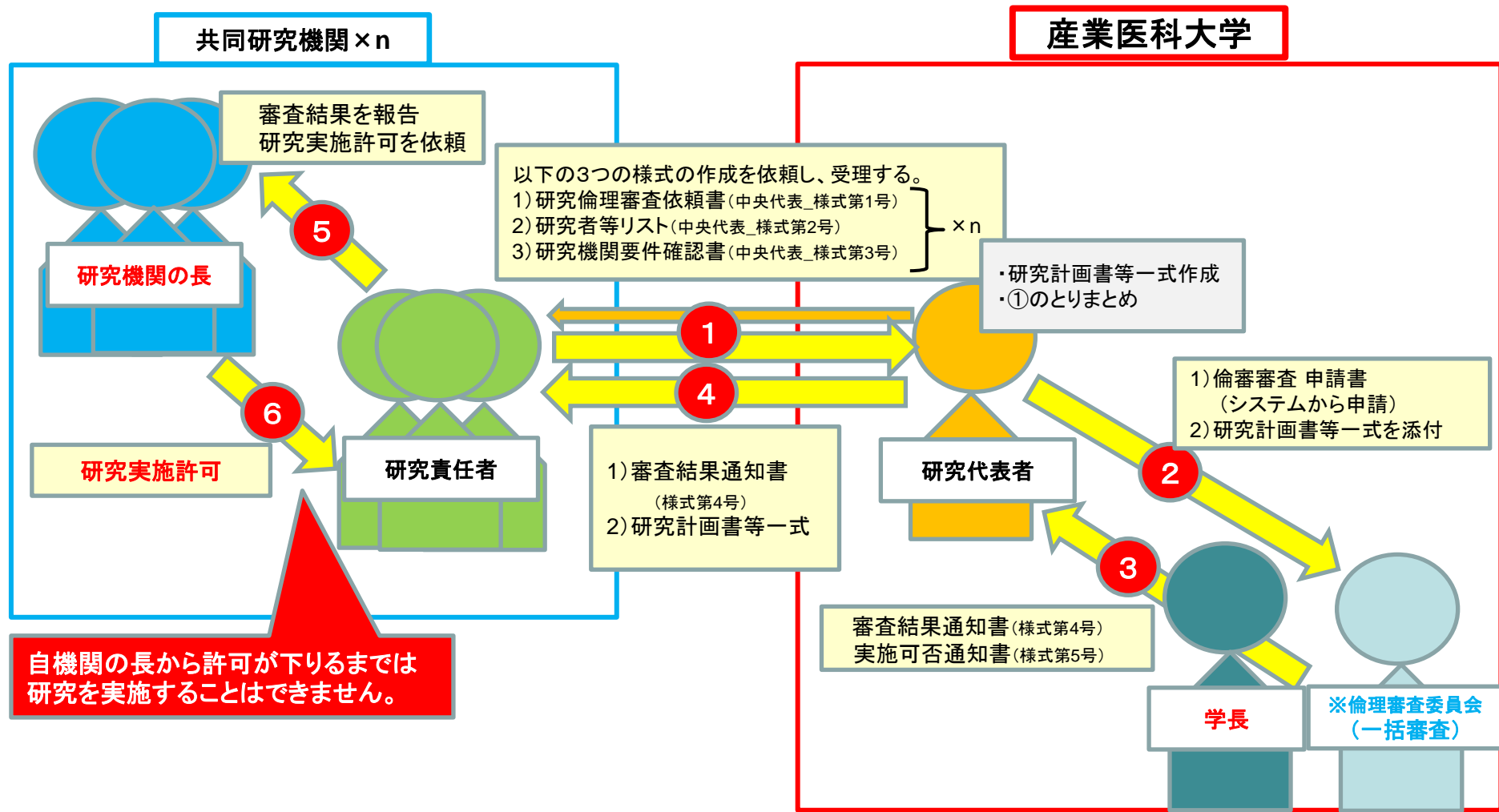


2023年4月3日以降、
システム導入版

①本学が研究代表機関となる場合



自機関の長から許可が下りるまでは
研究を実施することはできません。

※倫理審査委員会
本学では『大学倫理審査委員会』または
『臨床研究審査委員会』のことを指します。

①本学が研究代表機関となる場合の流れ

1

研究代表者
(本学)

- ・研究計画書等一式を作成する。
- ・各共同研究機関に、倫理審査依頼書(中央代表_様式第1号)、研究者等リスト(中央代表_様式第2号)、研究機関要件確認書(中央代表_様式第3号)の作成を依頼し、全ての共同研究機関の書類を受理する。

2

研究代表者
(本学)

本学倫理審査委員会に、研究の審査を申請する。(システムから申請:申請基本情報入力画面の『2. 実施体制』の一括審査の有無の項目で有にチェックをすること。また、①の書類一式を添付すること)

3

研究代表者
(本学)

本学倫理審査委員会承認後、『審査結果通知書(様式第4号)』と、本学の研究開始について『実施可否通知書(様式第5号)』を受理する。(研究代表者(本学)のみ研究実施可)

4

研究代表者
(本学)

各共同研究機関の研究責任者に審査結果を報告し、共同研究機関の研究実施許可取得を依頼する。(報告書類:審査結果通知書(様式第4号)の写し、承認後の研究計画書等一式)

5

研究責任者
(共同研究機関)

自機関の長に研究代表機関(本学)の一括審査結果を報告し、研究実施許可を申請する。

6

研究責任者
(共同研究機関)

自機関の長からの研究実施の許可を取得後、研究を開始する。

共同研究機関 研究開始